

令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を以下のとおり公表します。

健全化判断比率

(単位;%)

区 分	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
御前崎市の比率	—	—	0.1	—
早期健全化基準	13.56	18.56	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

なお、実質収支は5.8億円の黒字、連結実質収支は34.2億円の黒字です。

※将来負担比率は、負債の償還に充てることができる基金等の額が、負担すべき実質的な負債額を上回るため「—」と表示しています。

資金不足比率

(単位;%)

区 分	水道事業	下水道事業	病院事業	工業団地建設 事業
御前崎市の比率	—	—	—	—
経営健全化基準	20.00			

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

各指標は前年度と同様となり、いずれの指標も健全とされる範囲内となりました。

近年、浜岡中学校や新給食センター、道路・橋りょうなどの整備の財源として市債を借り入れ、市債残高は平成30年度と比べ69.2億円増加しています。今後は、元金償還の据置き期間が終了する市債の償還が始まり、公債費が増加していきます。各指標を注視しながら、市債などに過度な依存をしないよう、財政の健全化維持に努めてまいります。

1) 地方公共団体財政健全化法の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に制定され、平成 20 年 4 月から一部施行されました。この法律は、(1) 普通会計だけでなく、公営企業や公社・第三セクターなどまで監視対象を拡大すること、(2) 単年度フロー（お金の流れ）だけでなく、ストック面（お金の蓄積量）にも配慮した財政状況の判断指標を導入すること、(3) 財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させること、という特徴があります。

このことから、地方公共団体は毎年度、自治体全体に関わる指標として「健全化判断比率」（①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率）及び公営企業に関する指標として「⑤資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が義務付けされました。

また、健全化判断比率等の公表は平成 19 年度決算から、財政健全化計画等の策定の義務付けは平成 20 年度決算から適用されています。

2) 健全化判断比率及び資金不足比率について

①実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

- ・ 一般会計等：一般会計
- ・ 標準財政規模：人口、面積等から算定する標準的な収入の規模

②連結実質赤字比率 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

- ・ 連結実質赤字額：(1) + (2) の合計額

(1) 一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額

公営事業特別会計：国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計

(2) 公営企業に係る特別会計の資金不足額

公営企業特別会計：水道事業、下水道事業、病院事業、工業団地建設事業

③実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 (3 か年平均)	=	$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$
---------------------	---	---

・ **地方債の元利償還金等**：(1)から(5)までの合計額

(1) 一般会計に係る地方債の元利償還金

(2) 公営企業債の償還に充てられた一般会計からの繰出金

(水道事業、下水道事業、病院事業、工業団地建設事業)

(3) 一部事務組合等への補助金・負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てられたもの（御前崎市牧之原市学校組合負担金、中東遠看護専門学校組合）

(4) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（草笛施設整備費償還金補助金等、5 件）

(5) 一時借入金の利子（該当なし）

・ **特定財源**：地方債の償還に充てられる特定の収入（該当なし）

・ **元利償還金等に係る基準財政需要額算入額**：普通交付税算定において、公債費や事業費補正等として、基準財政需要額に算入された額

④将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$
--------	---	---

・ **将来負担額**：(1)から(8)までの合計額

(1) 一般会計等の令和 4 年度末における地方債現在高

(2) 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額

(3) 公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額

(4) 一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額

(5) 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

(6) 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額（該当なし）

(7)連結実質赤字額（該当なし）

(8)組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額（該当なし）

- ・ **充当可能基金額**：上記(1)から(8)までの償還額等に充てることができる基金（財政調整基金等、15件）
- ・ **特定財源見込額**：地方債の償還に充てることが見込まれる特定の収入（該当なし）
- ・ **地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額**：普通交付税算定において、公債費や事業費補正等として、今後、基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

⑤資金不足比率 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足比率	＝	資金の不足額
		事業の規模

- ・ **資金の不足額**：一般会計等の実質赤字額に相当するもの

（法適用企業）資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業）資金の不足額＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

- ・ **事業の規模**：

（法適用企業）事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業）事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額